

## 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

寝具や住宅リフォーム等の「次々販売」や「展示会商法」など、悪質商法による被害が全国で多発しており、多額のクレジット債務を負った消費者が自殺する深刻なケースも発生している。

こうした被害の発生の要因には、クレジット販売が商品販売と代金回収を分離するシステムであり、顧客の資力等を見越した販売行為を助長する危険性を有しているなど、現行の割賦販売法の不備も挙げられている。

クレジットによる悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、そして、消費者にとって安全・安心なクレジット社会を構築するためには、割賦販売法の抜本的な改正が求められる。

よって、国においては、下記の事項について割賦販売法を改正する措置を速やかに講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 クレジット事業者は、販売業者と連帯して既払金の返還を含む無過失共同責任を負うことを規定すること。
- 2 クレジット事業者の不公正と信防止義務を明記すること。
- 3 民事効の導入等、過剰と信防止義務規定を実効性あるものとする。
- 4 個品割賦購入あっせん（契約書型クレジット）業者について登録制を導入するとともに、クレジット事業者にも契約書面交付義務を課すこと。
- 5 原則として、「指定商品制」及び「割賦要件」を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
法務大臣  
経済産業大臣  
衆・参両院議長 } あて